

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年12月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300325号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300117号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑧まで(以下「請求期間」という。)について、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第2欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月20日  
② 平成29年12月15日  
③ 平成30年7月20日  
④ 平成30年12月14日  
⑤ 令和元年7月19日  
⑥ 令和元年12月19日  
⑦ 令和2年7月20日  
⑧ 令和2年12月18日

A社における請求期間に係る標準賞与額の記録がない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の平成29年分から令和2年分までの賃金台帳及び請求者が賞与の振込先とする金融機関から提出された流動性移動元帳により、請求者は当

該期間に同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与が支給され、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び流動性移動元帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄
	賞与支給年月日	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額
①	平成29年7月20日	5万円
②	平成29年12月15日	38万円
③	平成30年7月20日	41万8,000円
④	平成30年12月14日	44万8,000円
⑤	令和元年7月19日	43万9,000円
⑥	令和元年12月19日	43万9,000円
⑦	令和2年7月20日	31万3,000円
⑧	令和2年12月18日	40万1,000円